

# 出生届 ご出産おめでとうございます。

生まれた日から **14日以内**（14日目が閉庁日の場合は、その翌開庁日まで）に**出生届**を提出してください。

\* 出生届書中の届出人欄には、**生まれたお子さんの母又は父、若しくは父母の署名が必要**です。

\* 窓口にお越しの際は、**母子健康手帳**（出生届出済証明に記載します。）及び来庁者の**本人確認書類**（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など）をお持ちください。

## ★大切なお知らせ★

- 出生届の内容は戸籍や住民票に記載されますが、反映には日数がかかります。（詳細は、窓口でお尋ねください。）  
また、松山市以外に本籍や住所を置いている方は、直接その市区町村にお問い合わせください。
- 松山市から、約1週間後に「住民票コード通知票」を簡易書留郵便でお届けします。
- 国の関係機関（地方公共団体情報システム機構）から、約1か月後に「個人番号（マイナンバー）通知書」が簡易書留郵便で届きます。

戸籍担当 089-948-6344

住民記録担当 089-948-6337

マイナンバーカード担当 089-948-6569

## 関連する主な手続

**黄色の項目については、市民課・各支所で手続できます。**

※項目内のⓂは市民課、Ⓜは中島支所、Ⓜは北条支所です。

※市民課の受付延長時（毎週木曜日、毎月第2土曜日）は取り扱いできない手続があります。

項目	内容 【 】内は、手続に必要なもの	担当課 (市外局番 089)
<p>※Ⓜは除く</p> <p><input type="checkbox"/> 赤ちゃんセット</p>	<p>○赤ちゃんセットの受取【出生届出済証明のある母子健康手帳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 乳児一般健康診査受診票(3~4か月・9~10か月健診)や予防接種手帳が同封されています。</li> <li>* 市外や夜間・休日受付等で届出をされた方は、後日赤ちゃんセットの申請手続が必要</li> <li>* すくすく・サポート市役所(本館1階)、保健所又は保健センター各分室でもお渡し可能</li> </ul>	<p>すくすく支援課 911-1821 (保健所1階)</p>
<p><input type="checkbox"/> 児童手当 (公務員を除く)</p>	<p>○認定請求【請求者名義の口座が分かるもの・請求者の健康保険証など】</p> <p>○(第2子以降の場合)額改定認定請求【請求者の健康保険証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 児童を養育している方が、住民登録をしている市区町村で請求</li> <li>* 児童の父母のうち、原則、所得の高い方が請求してください。</li> <li>* 原則、手続された翌月分から支給されます。</li> <li>* 出生日の同月内、又は出生日の翌日から<b>15日以内</b>に申請してください(15日目が閉庁日の場合は、翌開庁日まで)。この期日内に申請した場合は、出生日の翌月分から支給されます。</li> <li>* 手続が遅れると受給できない月分が発生します。夜間窓口で出生届を提出された方や、里帰り出産された方はご注意ください。</li> <li>* 請求者が公務員の場合は職場で手続(外郭団体、郵便局、独立行政法人にお勤めの方は市役所で手続)</li> </ul>	<p>子育て支援課 948-6354 (別館2階)</p>
<p><input type="checkbox"/> 愛顔っ子応援券 (おむつ券)</p>	<p>○愛顔っ子応援券の申請【母子健康手帳など】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* <b>1歳未満で第2子以降の子</b>を養育している保護者におむつ券(50,000円分)を交付</li> <li>* 申請期限はその子の<b>満1歳の誕生日の前日</b>まで(誕生日の前日が閉庁日の場合は、翌開庁日で可)</li> <li>* 後日(申請後3週間程度)簡易書留郵便でお届けします。</li> </ul>	<p>子育て支援課 948-6418 (別館2階)</p>

みんなの願いを  
ぎゅっ と握って  
生まれてきたんだね



ことばのちから

この“ことば”は、ことばのちから実行委員会主催「だから、ことば大募集」の応募作品です。

項目		内容 【 】内は、手続きに必要なもの	担当課 (市外局番 089)
健康保険	<input type="checkbox"/> 松山市国民健康保険	○加入手続 ○産前産後の保険料軽減申請(出産被保険者の方)【母子健康手帳】 * 出産した月の前月から(多胎児の場合は3か月前から)出産した月の翌々月までの期間の国民健康保険料が免除されます。	健康保険課 < 保険証 > 948-6363 < 保険料 > 948-6365 (別館3階)
		○出産育児一時金の請求【世帯主名義の口座が分かるもの・出生届出済証明のある母子健康手帳又は医師の証明・医療機関発行の出産費用の明細書・領収書・直接支払制度利用の有無が分かるもの】 * 出産育児一時金は50万円 * 上記は産科医療補償制度対象の場合の金額です。 * 医療機関等への直接支払制度の手続を済ませた方は、出産費用により差額が支給される場合がありますのでお申し出ください。	保険給付・年金課 948-6361 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> その他の健康保険 (市役所以外の手続)	○松山市国民健康保険以外の健康保険にご加入の方は、加入されている保険者又は勤務先にお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	国民年金	○産前産後の免除申請(国民年金1号被保険者の方) 【年金手帳又は基礎年金番号通知書・母子健康手帳】 * 出産した月の前月から(多胎児の場合は3か月前から)出産した月の翌々月までの期間の国民年金保険料が免除されます。	保険給付・年金課 948-6356 (別館3階)
医療費助成	<input type="checkbox"/> 子ども	○「子ども医療費受給資格証」の新規申請【子どもの保険証】 * 保険診療による医療費の一部負担金の助成 * 18歳の年度末までの入院・通院が対象 (R5. 12. 1から、18歳の年度末まで拡大)	子育て支援課 948-6888 (別館2階)
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ※Ⓜでも可	○「ひとり親家庭医療費受給者証」の申請 【親と子の保険証・親と子の戸籍謄本など(世帯状況等により異なります。)] * 保険診療による医療費の一部負担金の助成(20歳未満の子を扶養しているひとり親とその子など、一定の要件に該当する場合が対象) * お時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。	
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当 ※Ⓜでも可	○新規申請【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の銀行通帳など】 * 18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合が対象 * 状況により必要書類が異なりますので事前にご確認ください。 * お時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。(1時間半程度)	子育て支援課 948-6845 (別館2階)
<input type="checkbox"/>	出産世帯応援 (県市連携事業)	○「出産世帯応援事業補助金」「出産世帯奨学金返還支援事業補助金」の申請(手続については担当課から後日郵送で案内があります。) * R5. 4. 1以降に生まれた子の養育者が対象(所得など一定の要件あり) * 申請期限はその子の満1歳の誕生日の前日まで	子育て支援課 948-6016 (別館2階)
<input type="checkbox"/>	子育て応援金 (国の給付金)	○子育て応援金の申請 * 子の養育者が対象 * 原則、こんにちは赤ちゃん訪問で申請方法をご案内します。	すくすく支援課 911-1852 (保健所1階)